

入札心得（令和8年度広報あきた広告掲載業務）

秋田市広報広聴課

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令ならびに仕様書、その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れた場合は、棄権とみなしますから時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、別紙様式の「入札辞退届」を入札執行時刻の30分前までに広報広聴課に提出してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由として以後の指名等について、何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

- 5 入札金額には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額

（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入してください。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

（入札書の数字および記載事項の訂正）

6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には円記号（円記号）を記入してください。 【例】 ￥123,000

また、記載事項を訂正するときは、誤字に 2 本線を引き、上部に正書のうえ押印してください。

ただし、入札金額の訂正はできません。

（入札書の引替え等の禁止）

7 提出された入札書は、引替え又は変更、もしくは取り消しをすることできません。

（入札の中止等）

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

（1）入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。

（2）その他市長が必要と認めるとき。

（入札の無効）

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

（1）入札に参加する資格のない者のした入札

（2）同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

（3）同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

（4）同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした

入札

- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は、金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

10 予定価格以上で、最高の入札をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

12 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行います。
なお、再入札の結果においても不調に終わったときは、最高価格を提示した入札者と随意契約をするか、もしくは指名替えを行い再度の入札を行います。

(入札回数)

13 入札回数は2回を限度とします。

(再度の入札に参加できない者)

14 第9項第1号から第5号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

(契約の締結)

15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から 7 日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することができます。

(契約の保証)

16 落札者は、契約の締結と同時に自己に代わって自ら業務等を完成することを保証し、かつ、契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証人を立ててください。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、必要ありません。

(保証人)

17 保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、相指名業者以外には保証人となることができる業者がいないときは、この限りではありません。

(落札の無効)

18 落札者が、第 15 項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(異議の申し立て)

19 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。